

公的研究費の運営・管理に関わる責任体系（公開用）

本資料は、「医療法人再生会組織体制規定（コンプライアンス）」のうち、競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系を示す条文（第4条から第6条）を公開用に抜粋したものです。

第4条（最高管理責任者）

最高管理責任者は医療法人再生会 理事長とする。

最高管理責任者は、本法人における研究活動および公的研究費管理の最終責任を負い、以下の権限を有する。

1. 研究費管理体制の構築および運用の決定
2. 関連規定の承認および改廃の決裁
3. 不正事案発生時の最終判断および措置決定
4. 重要リスクに関する対応方針の決定

第5条（統括管理責任者）

統括管理責任者は、原則、統括本部 部長がその任を負う。又は、最高管理責任者が指名する者とする。

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、次の業務を統括する。

1. 公的研究費の執行管理および運用状況の把握
2. 研究倫理教育、コンプライアンス教育体制の整備および運用
3. 各部門の業務統制および調整
4. 内部監査および点検結果の集約と改善提案

第6条（コンプライアンス推進責任者）

コンプライアンス推進責任者は細胞治療ユニットに配置する。

当該責任者は部長またはそれに準ずる者とし、次の役割を担う。

1. 部門内における法令遵守および研究倫理の徹底
2. 研究費の適正使用に関する日常的な確認および指導
3. 不適切事案の早期発見および報告
4. 教育・研修の受講管理および実施補助

附則 本規定は、令和8年2月10日より施行する。